

## モニター通信の提言は どう制度化されていくのか

過去四年間にさかのぼる、三百五十件のモニター通信に寄せられた提議の内容を読みました。市政について、かなり高次元の提言から身近な問題に至るまで、どれも真剣な内容ばかりで、また、その回答はこの提議に対しても誠実な対応です。



安達 宏さん  
(大利根町二丁目)

こうしたさまざまな提言が、一過性のものは別として、将来にわたるものはどのように評価され、どう制度化されるのかあるいは、条例として定められていくのか、お尋ねします。

【お答えします】  
送付されたモニター通信はすべて広報広聴課が受理。内容を確認し、それに応じて各担当部署へ転送します。

担当部署は、まず当該部署内でモニター通信の内容について、必要性、実現性などについて検討し、回答案(市の方針案)を作成。作成された回答案は担当

部署、関連部署を経て市長がすべて決裁します。この決裁の過程で関連部署も検証し、回答案は見直されるほか、市長から直接指示を受ける場合もあります。このように決定された回答は提言者に送付するとともに、回答に沿った事業実施の検討に入ります。経費の掛からないもの、既存の予算で対応可能なものなど、すぐにできるものは実施。

新たな予算化が必要となるもの、条例、規則などの整備が必要なもの、市長以下市幹部による予算の査定、条例審査などを経て、通常年四回開会される市議会での承認と、ある程度の時間を要しますが、条件を整備した上で実施します。

(広報広聴課)

## お寄せください「市長への手紙」

市では、市民の皆さんだれもが市政に提言できるように、「市長への手紙」制度を設け、広く意見や要望を聴いています。手紙を送っていただいた人へは、後日、必要に応じて、市長からの回答を送付します。

通信用のハガキは、市役所や地区公民館、図書館などの市有施設、市内の金融機関など二十四力所に設置してあります。また、より多くの皆さんからの声

を聴くために、ファクスやEメールでも受け付けています。市政の問題点など、日ごろ考えていることや気付いたことなどを記入してお送りください。

通信用ハガキは、様式に沿って記入し、通常ハガキと同様に投かん(料金負担なし)。ファクス・Eメールは、「市長への手紙」と記入。市政への意見などを書き、住所・氏名・年齢・電話番号(ファクスの場合はその番号)



1 市有施設などにあるハガキ

を明記し、ファクス2224 288、メールアドレスmailadm@city.maebashi.gunma.jp。

有害な図書やビデオ・DVDなどから

## 青少年を守ろう

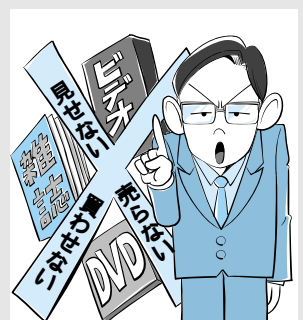
近年、有害図書やビデオ、DVDなどがはやらんし、子どもたちが簡単に手にすることができるようになってしまっています。子どもたちは、無限の可能性を秘めている半面、心身ともに成長過程にあり、周囲の環境に影響されやすく不安定な状態にあります。一人ひとりが子どもたちに関心を持ち、子どもたちにとってより良い環境をつくっていきましょう。

### 三つの運動

青少年に有害な雑誌、ビデオテープ類などを、見せない、売らない、買わせない「運動を進めましょう。

性的感情を刺激し、粗暴性・残虐性や犯罪・自殺を助長、誘発する図書類は、青少年に見せたり、販売・頒布したりしてはいけません。また、有害図書類を陳列する時は、ほ

かと区分し、青少年の目に触れないようにしなければなりません。



書店、コンビニ、ビデオ店などは、有害図書類を青少年に販売したり、貸し出ししたりしてはいけません。

自動販売機には、有害図書類や有害がん具類を収納してはいけません。自動販売機の管理者は、県青少年保護育成条例を守りましょう。

### 自動販売機の設置

最近、「ジュースの自動販売機」と称して、成人雑誌類の自動販売機を設置するという事例が各地で発生し、地権者と業者のトラブルが発生しています。

自動販売機を置かせてほしいという申し入れがあった場合は、必ず契約内容を確認し、トラブルにならないように気を付けてください。

問い合わせは青少年課  
231 5138へ。